

実施支援室からのお知らせ

2023.9.4

～完了実績報告の提出期限について～ (令和4年度地域型住宅グリーン化事業)

完了実績報告提出期限までに事業完了した住宅は、下記の提出期限までに完了実績報告書を提出（実績報告ツールの「実績報告を実施」ボタンを押下）しなければなりません。提出期限を過ぎると「実績報告を実施」ボタンは非表示となり、完了実績報告ができずに、当該住宅は、補助金が支払われませんのでご承知おきください。

なお、提出期限内であっても、事業完了の1か月後の日までに完了実績報告書を提出することとしていますので、遅れないようにしてください。

完了実績報告提出期限 **令和5年9月30日(土) (期限厳守)**

ただし、気象、資材調達等の影響により工事が遅れ、かつ、令和5年10月31日までに事業完了の見込みがある場合は、令和5年9月30日(土) (期限厳守)までに、延長申し出に関するシステムに入力^{※1}（以下、本延長手続きという）することにより、完了実績報告の提出期限を「令和5年10月31日(火) (期限厳守) ※2」まで再延長^{※3※4}します。提出期限内であっても、事業完了の1か月後の日までに完了実績報告書を提出することとしていますので、遅れないようにしてください。

なお、売買契約による住宅において上記と同じ理由で令和5年9月30日までに事業完了できない場合は、令和5年9月30日の時点で売買契約が締結されている住宅に限り、本延長手続き^{※1}をすることにより再延長の対象といたします。

また、提出期限間際(令和5年9月1日から9月30日まで)に事業完了した住宅については、書類等の整理期間を考慮し、上記の工事遅れ理由とは別に本延長手続きの対象とします。

- ※1 延長申し出に関するシステムは令和5年9月中旬公開予定です。詳細は決定次第にご案内しますが、グループ事務局は、住宅ごとの進捗や事業完了時期、完了実績報告の提出時期、やむを得ず期限に間に合わない場合は延長の理由を把握し準備してください。
- ※2 再延長後の提出期限(令和5年10月31日) 間際に事業完了したものであっても、再延長後の提出期限の猶予は行いません。必要な書類は予め準備し、提出期限に遅れないでください。
- ※3 令和5年9月30日(土)までに延長申し出に関するシステムに入力がなかった住宅に関しては、再延長の対象になりませんのでご承知おきください。
- ※4 一旦非表示になった実績報告ツールの「実績報告を実施」ボタンは、10月10日頃に、再延長の対象となった住宅に限り令和5年10月31日まで再表示されます。

(次ページへ続く)

◆延長申し出に関するシステムで申告する延長の理由

- A 隣家との調整（工事に伴う騒音・振動、日照、工所用資材等の運搬路等）に不測の日数を要したため
- B 自己都合に因らない設計変更があったため
- C 建築確認その他の関係機関との協議・許認可に不測の日数を要したため
- D 工事の施工に伴い明らかとなった状況変化（土質、地盤等）があったため
- E 豪雨・豪雪等があったため
- F 資材の入手難、特注品の納期延期があったため
- G 事業者の責によらない上記以外の理由（確認することがあります）
- H 9/1～30 の間に完了予定だが書類整理に時間を要するため

《重要》

次の何れかに該当する場合は、事業廃止の手続きを行っていただきます。

- 令和5年9月30日までに、完了実績報告の提出又は延長申し出に関するシステムへの入力の何れもなされない場合
- 事業完了していないにも係わらず、事業完了したとして完了実績報告が行われた場合
- 本延長手続きが行われた住宅であっても、申し出の申告内容と完了実績報告の内容に著しい相違や不正があった場合

※提出期限内に届いたものであっても、完了実績報告が整っていない場合は、審査等を中断し、対応を後回しにします。後回しになったことで対応時間が短くなることや、時間切れで補助金の支払いができなくなることがあります。また、審査等の質疑に対して回答期限までに回答がなされない場合は、そのことをもって実績報告を取り下げただけとさせていただきますので、ご承知おきください。

※このお知らせで示す日付は、遵守してください。一切の猶予はございません。

※事業完了後1か月を過ぎて完了実績報告がなされた施工事業者、グループについては、記録を残したうえで今後のグループ採択での査定等で活用することがありますのでご承知おきください。

以上

長寿命型等実施支援室
高度省エネ型等実施支援室